

# 青森大学教育職員選考規程

## (目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第50条に基づく教育職員の採用及び昇任の選考について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (選考の基準)

第2条 本学の教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤講師並びに特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教の資格基準については、別に定める。

## (資格審査委員会)

第3条 教育職員の資格審査を行うため、教授会の付託により教育職員資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置き調査審議にあたる。

## (構成員)

第4条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長、学監、
  - (3) 各学部長、大学院研究科長
  - (4) 教授の中から各学部1名
- 2 委員会の委員長は、学長があたる。
- 3 調査審議の整理は、事務局があたる。
- 4 委員会は、審査対象者の専攻分野に関連する全学の教授(客員教授を含む)、又は准教授を出席させて意見を聞くことができる。

## (調査審議)

第5条 委員会は、審査対象者について第2条に定める基準により、次に掲げる事項等について調査審議を行う。

- (1) 学歴
- (2) 職歴その他の経歴
- (3) 著書、学術論文、創作活動その他の業績
- (4) 学会および社会における活動状況
- (5) その他

## (報告)

第6条 学長は、審査の結果について当該学部教授会に報告するとともに理事長に報告する。

(庶務)

第7条 資格審査委員会の庶務は、大学事務局が行う。

附 則

1. この規程は、平成9年4月1日から施行する。
2. 青森大学教育職員資格審査規程（昭和47年4月1日施行）は廃止する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。